

手 数 料 一 覧 表

＜建築基準法に基づく性能評価＞

| No. | 内容 | 建築基準法令の根拠となる条文 | 手数料 (単位：円) |
|-----|--------------------|--|---------------|
| 1 | 木造の耐力壁、準耐力壁等及びその倍率 | 建築基準法施行令第 45 条第 1 項及び第 2 項並びに第 46 条第 4 項 | 2,700,000 |
| 2 | 枠組壁工法耐力壁及びその倍率 | 建築基準法施行規則第 8 条の 3 | 2,700,000 |

備考

1. 本手数料は、建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 の規定によるものです
2. 本手数料は、非課税です
3. 新たな試験を要しないこととなる評価の場合の性能評価手数料は、1,370,000 円となります
4. 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更の性能評価手数料は、表の手数料の 1/10 の額となります
5. 性能評価の手数料等に関する積算根拠については、国土交通省のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください
6. 構造方法等の認定の申請にあたって、別途建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 に定められた大臣認定申請手数料(収入印紙など)を国交省へ納める必要があります

以上